

資料 2－1

障害者雇用率の設定の基準となる数値の調査結果について
(除外率の引き下げを行い短時間労働を雇用義務の対象とした場合)

1 常用雇用身体障害者数（実数）	26.9万人
重度障害者を2倍にした場合	36.8万人
2 常用雇用短時間身体障害者数（実数）	0.9万人
短時間労働者を0.5倍、重度障害者を2倍にした場合	0.7万人
3 失業身体障害者数（実数）	10.5万人
重度障害者を2倍にした場合	16.2万人
4 常用雇用知的障害者数（実数）	6.4万人
重度障害者を2倍にした場合	8.0万人
5 常用雇用短時間知的障害者数（実数）	0.6万人
短時間労働者を0.5倍、重度障害者を2倍にした場合	0.4万人
6 失業知的障害者数（実数）	4.2万人
重度障害者を2倍にした場合	5.5万人

※ 厚生労働省職業安定局調べ
(除外率については、一律10%ポイント引き下げるここと仮定した場合の推計)

除外率の引き下げを行い短時間労働者を雇用義務の対象とした場合の 障害者雇用率の設定の基準となる数値の算定について

障害者雇用率制度における除外率を一律10%ポイント引き下げ、短時間労働を雇用義務の対象とした場合(短時間労働者は1人分を0.5人分として算定)、障害者雇用率は次の計算による割合を基準とすることとなる。

常用雇用身体障害者数 + 常用雇用短時間身体障害者数 + 身体失業者数
+ 常用雇用知的障害者数 + 常用雇用短時間知的障害者数 + 知的失業者数

$$\frac{\text{常用雇用労働者数} + \text{常用雇用短時間労働者数} \times 0.5}{\text{常用雇用労働者数} + \text{常用雇用短時間労働者数} \times 0.5 - \text{除外率相当労働者数} + \text{失業者数}}$$

前記調査結果をこの算式に入れると次のとおりである。

$$36.8\text{万人} + 0.7\text{万人} + 16.2\text{万人} + 8.0\text{万人} + 0.4\text{万人} + 5.5\text{万}$$

$$(3468\text{万人} + 245 \times 0.5) \times (1 - 0.048) + 260\text{万人}$$

(注1) (注2) (注3) (注4)

$$= 1.838\%$$

(注1)常用雇用労働者数(総務省統計局「労働力調査」)

(注2)常用雇用短時間労働者数(総務省統計局「労働力調査」)

(注3)除外率相当労働者数の割合(障害者雇用対策課調べ)

(注4)失業者数(総務省統計局「労働力調査」)

障害者雇用率の設定の基準となる数値の調査結果について
(短時間労働を雇用義務の対象とした場合)

1 常用雇用身体障害者数（実数）	26.9万人
重度障害者を2倍にした場合	36.8万人
2 常用雇用短時間身体障害者数（実数）	0.9万人
短時間労働者を0.5倍、重度障害者を2倍にした場合	0.7万人
3 失業身体障害者数（実数）	10.5万人
重度障害者を2倍にした場合	16.2万人
4 常用雇用知的障害者数（実数）	6.4万人
重度障害者を2倍にした場合	8.0万人
5 常用雇用短時間知的障害者数（実数）	0.6万人
短時間労働者を0.5倍、重度障害者を2倍にした場合	0.4万人
6 失業知的障害者数（実数）	4.2万人
重度障害者を2倍にした場合	5.5万人

※ 厚生労働省職業安定局調べ

短時間労働者を雇用義務の対象とした場合の障害者雇用率の 設定の基準となる数値の算定について

短時間労働者を雇用義務の対象とした場合(短時間労働者は1人分を0.5人分として算定)、障害者雇用率は次の計算による割合を基準とすることとなる。

常用雇用身体障害者数 + 常用雇用短時間身体障害者数 + 身体失業者数
+ 常用雇用知的障害者数 + 常用雇用短時間知的障害者数 + 知的失業者数

$$\frac{\text{常用雇用労働者数} + \text{常用雇用短時間労働者数} \times 0.5}{\text{除外率相当労働者数} + \text{失業者数}}$$

前記調査結果をこの算式に入れると次のとおりである。

$$\frac{36.8\text{万人} + 0.7\text{万人} + 16.2\text{万人} + 8.0\text{万人} + 0.4\text{万人} + 5.5\text{万}}{(3468\text{万人} + 245 \times 0.5) \times (1 - 0.077) + 260\text{万人}}$$

(注1) (注2) (注3) (注4)

$$= 1.891\%$$

(注1)常用雇用労働者数(総務省統計局「労働力調査」)

(注2)常用雇用短時間労働者数(総務省統計局「労働力調査」)

(注3)除外率相当労働者数の割合(障害者雇用対策課調べ)

(注4)失業者数(総務省統計局「労働力調査」)

障害者雇用率の設定の基準となる
数値の調査結果について

1 常用雇用身体障害者数(実数)	26. 9万人
重度障害者を2倍にした場合	36. 8万人
2 失業身体障害者数(実数)	10. 5万人
重度障害者を2倍にした場合	16. 2万人
3 常用雇用知的障害者数(実数)	6. 4万人
重度障害者を2倍にした場合	8. 0万人
4 失業知的障害者数(実数)	4. 2万人
重度障害者を2倍にした場合	5. 5万人

※ 厚生労働省職業安定局調べ

障害者雇用率の設定の基準となる数値の算定について

障害者の雇用の促進等に関する法律によると、雇用率は次の計算による割合を基準とすることとされている。

$$\frac{\text{常用雇用身体障害者数} + \text{失業身体障害者数} + \text{常用雇用知的障害者数} + \text{失業知的障害者数}}{\text{常用雇用労働者数} - \text{除外率相当労働者数} + \text{失業者数}}$$

常用雇用労働者数 - 除外率相当労働者数 + 失業者数

前記調査結果をこの算式に入れると次のとおりである。

$$36.8\text{万人} + 16.2\text{万人} + 8.0\text{万人} + 5.5\text{万人}$$

$$3468\text{万人} \times (1 - 0.077) + 260\text{万人}$$

(注1) (注2) (注3)

$$= 1.921\%$$

(注1)常用雇用労働者数(総務省統計局「労働力調査」)

(注2)除外率相当労働者数の割合(障害者雇用対策課調べ)

(注3)失業者数(総務省統計局「労働力調査」)